

大阪公立大学大学院経営学研究科グローバルビジネス専攻研究生募集要項

以下の情報は、大学院経営学研究科グローバルビジネス専攻の研究生制度の概要です。

1. 登録資格

研究生に登録することができる者は、次の(1)～(4)に該当する資格があり、かつ研究指導を受けようとする教員の承諾がある者。外国籍の場合は、日本語能力試験 N1 もしくはそれに相当する日本語能力を有している者です。

ただし、(4) に該当する者のうち外国人留学生特別選抜受験者は、日本語能力を問いません。

- (1) 大学院博士前期課程（修士課程）修了者
- (2) 専門分野において(1)と同等以上の研究能力を有するものと研究科教授会が認めたもの
- (3) 国費外国人留学生については学士課程の修了者
- (4) 8月～9月に実施する本学大学院経営学研究科博士前期課程（グローバルビジネス専攻一般研究コース）の入学試験に合格し、入学手続を完了したもの

2. 在学期間

研究生の在学期間は、1年以内（年度末まで）とします。ただし、教授会において必要と認められ、学長が許可した場合には1年を限度とする延長、さらに加えて1年を限度とする再延長が可能です。これらの許可を受けようとする研究生は、研究期間延長願を研究期間満了1カ月前までに提出する必要があります。

3. 登録申請手続

研究生として登録を申請しようとする者は、本研究科指定の期間に登録申請手続き書類等を大学院経営学研究科教務担当へ提出してください。

【登録申請期間】

- ・登録資格 (1) 及び (2) に該当するもの

4月登録者：2月1日から2月15日

10月登録者：8月1日から8月15日

※登録申請開始日が土日祝等の場合は、翌平日。登録申請期限が土日祝等の場合は、前平日とする。

※4月または10月のみの受入とし、上記以外の申請は受け付けない。

- ・登録資格 (3) 及び (4) に該当するもの

本研究科が別途指定する期日

【登録申請手続き書類等】

○Web フォーム（LoGo フォーム）に登録、提出するもの

- (1) 研究願
- (2) 顔写真（データ）

詳細は、研究願登録方法マニュアルにてお知らせします。

(3) 研究生受入承諾書 (PDF データ)

- ・登録資格 (3) に該当する者は、その資格および受入教員が確認できるものでも可。

(4) 研究計画書 (PDF データ) ※ 1

- ・A4 版 400 字詰め原稿用紙 5 枚以内。日本語で作成すること。
- ・冒頭に「研究計画書」及び氏名を記載すること。

○郵送または窓口で提出するもの

(5) 最終出身学校の修了又は卒業証明書 ※ 1 ※ 2

(6) 被雇用者にあつては雇用主の承諾書 ※ 1 ※ 2

(7) 登録検定料 ※ 1

- ・納付が確認できるもののコピーを提出してください。

(8) 最終出身学校の成績証明書 ※ 1 ※ 2

(9) 出身 (在学) 大学院の研究科長または指導教員の推薦書 (所定の用紙) ※ 1 ※ 2

(10) 選考結果通知用封筒

- ・市販の長形 3 号封筒 (12 cm×23.5 cm) に定形郵便+特定記録分の切手を貼付し、あて先 (日本国内に限る) を記入したもの

(11) 外国籍の者は次の書類も必要です。

- ・就学に差し支えない程度 (日本語能力試験 N1 又はそれと同等レベル) に日本語を修得していることの証明
- ・在留資格・期間を証明する書類

【日本国内に居住する者】

「在留カード」の両面コピー又は市区町村が発行する「住民票の写し (原本)」(国籍、在留期間が記載されたもの)

【外国居住者又は短期滞在者】

「パスポート」のコピー

写真・国籍・氏名が記載されているページと上陸許可 (短期滞在者のみ) が掲載されているページ

注意・※ 1 を付した書類は、登録資格 (3) に該当する者は、不要です。

- ・※ 2 を付した書類は、和文、英文以外のものについては、関係機関 (出身大学、日本語学校、大使館等) の証明のある翻訳文も必ず提出してください。個人の署名や印では認めません。
- ・特段の記載がない限り、原本を提出してください。
- ・「研究願」の URL、登録方法及び登録検定料の振込先については、登録資格を満たし希望する研究指導教員から受入を承諾された者に別途案内します。

4. 選考及び許可

登録申請書類に基づき研究科教授会で選考の上、学長が決定し、申請者へ通知します。

5. 研究生の各種料金について

現行の金額は以下の通りです。(改定が行われた場合は、改定後の金額が適用されます。)

- (1) 登録検定料 9,800 円

(2) 登録料

- ア 大阪府民及びその子 84,600 円
イ その他の者 114,600 円

(3) 授業料 月額 29,700 円

注意：登録資格(3)に該当する者は、本人負担はありません。

登録資格(4)に該当する者のうち私費外国人留学生は、登録料が免除されます。

6. 注意事項

(1) 納付後の登録検定料及び登録料は、次の事由以外は返還しません。

- ・ 検定料または登録料を支払ったが、登録申請または登録手続きをしなかった場合
- ・ 登録申請書類または登録手続き書類が不備等により受理されなかった場合
- ・ 重複して検定料または登録料を支払った場合
- ・ その他、本学の事由によって、登録申請または登録許可をやむを得ず取り消す場合

(2) 電話等による選考の照会には応じられません。

(3) 登録申請書類は返却いたしません。

(4) 登録資格等を偽ったと認めるとき、秩序を乱したときは登録を許可した日にさかのぼって、許可を取り消すことがあります。

(5) 研究生として登録した者は、研究期間が終了又は退学する月の2か月前まで（3月に終了する場合は、1月下旬の本研究科指定日）に研究計画にもとづく研究報告書（12,000字以上。ただし、国際学術交流協定締結先大学からの推薦留学生については、5,000字以上）の提出が必要です。

(6) 本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づく、安全保障輸出管理に関する規定を定め、物品の輸出及び技術の提供の観点から厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、ご注意ください。

7. 研究制度のお問い合わせ・登録申請書類提出先

〒558-8585 大阪府大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪公立大学 大学院経営学研究科教務担当

（杉本キャンパス学生サポートセンター）

TEL：06-6605-2203 月～金曜日（祝日及び休業日を除く）

9:00～17:00（12:00～12:45を除く）

E-mail：gr-kyik-bus@omu.ac.jp